

～制度調査部情報～

2008 年 1 月 31 日 全 10 頁

税制改正法案提出

－株式 10%税率 2 年延長－

制度調査部

吉井 一洋

上限金額は配当 100 万円、譲渡益 500 万円

【要約】

- 2008 年 1 月 23 日に、与党の税制改正大綱に基づく 2008 年度税制改正法案が国会に提出された。
- 法案では株式の税制については、次のように改正することとされている。
 - ◇現在の 10%税率は、上場株式等の配当も譲渡益も、2008 年末で廃止する。
 - ◇上場株式等の配当は、2009 年、2010 年の 2 年間、年間受取金額 100 万円以下の部分に対し 10%税率を適用する。
 - ◇上場株式等の譲渡益は、2009 年、2010 年の 2 年間は、年間 500 万円以下の部分に対し 10%税率を適用する。
 - ◇2009 年から上場株式等の配当と譲渡損失の通算を認める。2010 年からは特定口座での損益通算を認める。

1. 税制改正法案に基づく新証券税制の概略

◎2008 年 1 月 23 日に与党の税制改正大綱に基づく、2008 年税制改正法案（「所得税法等の一部を改正する法律案」）が国会に提出された。法案で示された新しい上場株式の配当・譲渡益の税制の概略は次のとおりである。

- ◇上場株式等の配当・譲渡益の軽減税率は 2008 年末をもって廃止する。
- ◇それと共に、個人株主が受け取る上場株式等の配当・譲渡益（公募株式投資信託の分配金・譲渡益等、現在 10%の税率が適用されているものを含む、以下同じ）に対し、次の措置を設ける。
 - ①2009 年 1 月 1 日から 2010 年 12 月 31 日まで、配当に対する源泉徴収税率は 10%とする。
 - ②2009 年、2010 年の各年において、受取配当が
 - ・年間 100 万円以下の場合は、申告不要、税率 10%の申告分離課税又は総合課税の選択制
 - ・年間 100 万円超の場合は、申告分離課税（税率は年間 100 万円以下の部分は 10%、100 万円超の部分は 20%）と総合課税の選択制
 - ・申告分離課税を選択した場合は上場株式等の損失との損益通算（下記④）、総合課税を選択した場合は配当控除の適用を認める。
 - ③2009 年、2010 年は、上場株式等の譲渡益のうち
 - ・年間 500 万円以下の部分は税率 10%
 - ・年間 500 万円超の部分は税率 20%とする。



④2009 年以降、上場株式等の譲渡損は、上場株式等の配当（申告分離課税を適用する場合のみ）と通算できる。2010 年 1 月を目途に、源泉徴収付特定口座での損益通算を認める。損益通算に金額の上限は設けない。

◇年間の受取配当、譲渡益が限度額内に収まっているか否かを確認するため、2009 年以降は、源泉徴収付特定口座についても、特定口座年間取引報告書の税務署への提出が義務付けられる。

図表 1 上場株式等の配当の課税方法・税率（与党大綱）

図表 1 上場株式等の配当の課税方法（税率）（円未満）

	2009 年	2010 年	2011 年以降
源泉徴収税率	10%※ ¹		20%※ ²
年間受取配当が 100 万円以下の場合※ ³	課税方法は以下の選択※ ⁴ ・ 申告不要（実質 10%※¹ 源泉分離課税） ・ 申告分離課税（税率 10%※¹） ・ 総合課税（累進税率）		課税方法は以下の選択※ ⁵ ・ 申告不要（実質 20%※² 源泉分離課税） ・ 申告分離課税（税率 20%※²） ・ 総合課税（累進税率）
年間受取配当が 100 万円超の場合※ ³	課税方法は以下の選択※ ⁴ ・ 申告分離課税 ・ 総合課税（累進税率）		
・ 100 万円以下の部分	申告分離課税を選択した場合の税率は 10%※ ¹		
・ 100 万円超の部分	申告分離課税を選択した場合の税率は 20%※ ²		
譲渡損との損益通算	申告分離課税を選択した場合にのみ可能		
特定口座※ ⁶ での受取	不可	可（予定） 年間受取配当 100 万円超の場合※ ³ は、確定申告が必要	可 確定申告を選択可能
特定口座※ ⁶ での 損益通算	不可	可（予定） （以下の場合は申告分離課税 の選択が条件 ・ 年間受取配当 100 万円超※ ³ ・ 年間受取配当額 100 万円以 下※ ³ で確定申告した場合）	可 （確定申告をした場合 は、申告分離課税の選 択が条件）
特定口座※ ⁶ での損益 通算後の配当に対す る源泉徴収税率	—	10%※ ¹	20%※ ²
配当控除	総合課税の場合にのみ可能（国内上場株式等に限る）		

※¹ 所得税 7%、個人住民税 3%

※² 所得税 15%、個人住民税 5%

※³ 年間の支払金額が 1 万円以下の銘柄（少額配当）を除く。他の口座で上場株式等の配当を受け取っている場合は、これと合算した金額による。4 ページ「(4) 100 万円の上限金額の考え方」を参照のこと

※⁴ 申告不要は配当等の支払ごとに選択できる。源泉徴収付の特定口座の場合は、特定口座ごとに、

少額配当と少額配当以外の配当の別に申告不要を選択できる。申告分離課税か総合課税かは、申告した上場株式等の配当等全体での選択となる。

※5 申告不要は配当等の支払ごと（源泉徴収付の特定口座の場合は、特定口座ごと）に選択できる。申告分離課税か総合課税かは、申告した上場株式等の配当等全体での選択となる。

※6 源泉徴収付の特定口座

図表 2 上場株式等の譲渡益の課税方法・税率（与党大綱）

図表2 主要株式等の譲渡益の課税方法（税率）（元入納）

	2009 年	2010 年	2011 年以降
年間の譲渡益が 500 万円以下の部分	申告分離課税（税率 10%※ ¹ ）		申告分離課税 （税率 20%※ ² ）
年間受取配当額が 500 万円超の部分	申告分離課税（税率 20%※ ² ）		
譲渡損の配当との損 益通算	配当についても申告分離課税を選択した場合にのみ可能 3 年間の繰越控除可能（翌年以降 3 年間の配当・譲渡益との損益通算可能）		
特定口座※ ³ での配当 との損益通算	—	可	
特定口座※ ³ の源泉徴 収税率	10%※ ¹		20%※ ²

※1 所得税 7%、個人住民税 3%

※2 所得税 15%、個人住民税 5%

※3 源泉徴収付の特定口座

2. 配当課税

(1) 10%税率の対象となる配当

◎上場株式等の配当には、現在 10%税率が適用されている配当が含まれる。即ち、上場株式の配当、公募株式投資信託の分配金、上場 ETF の分配金、上場 REIT の分配金、外国上場株式の配当、外国公募株式投資信託の分配金などが含まれる。

（注 1）新株予約権、新株予約権付社債、特別の法律により設立された法人の出資者の持分、合名会社、合資会社又は合同会社（LLC）、協同組合等の法人の出資者の持分、協同組織金融機関の優先出資、資産流動化法第 2 条第 5 項に規定する優先出資、特定受益証券発行信託の受益権も上場していれば上場株式等に含まれる。

◎ただし、公募株式投資信託の償還又は解約による収益分配金については、2009 年以降は、配当ではなく譲渡益として取り扱われる。したがって、償還・解約時の分配金とみなし譲渡損益との区分も無くなるものと思われる。

◎大口株主等（発行済株式数や投資法人の発行済投資口又は出資の総数又は総額の 5%以上を保有する保有する個人の株主等）が受け取る配当は、10%税率の対象とならず、20%の税率で源泉徴収される。課税方法も、現行と同様に、原則総合課税となる。申告分離課税による損益通算も認められ

ない。

(2) 課税方法・税率

◎2009年1月1日以後、個人が支払を受けるべき上場株式等の配当の源泉徴収税率は20%（所得税15%、個人住民税5%）とする。

◎ただし、2009年1月1日から2010年12月31日までの間（2年間）は、個人が支払を受けるべき上場株式等の配当（大口株主等が支払を受けるものを除く）に対する源泉徴収税率を10%（所得税7%、個人住民税3%）とする（注2）。この場合、上場株式等の配当（年間の支払金額が1万円以下の銘柄に係るものを除く）の金額の合計額が100万円を超える個人に対しては、その年中に受け取った配当のうち10%の税率で源泉徴収された配当について申告不要の適用はない。

（注2）法人株主が受け取る上場株式等の配当に対する源泉徴収税率については、2009年3月31日までは7%（所得税のみ）、同年4月1日以後は15%（所得税のみ）の税率が適用される。

◎2009年1月1日以後に、個人が支払を受けるべき上場株式等の配当所得については、税率20%（所得税15%、個人住民税5%）の申告分離課税の適用を受けることができる。ただし、2009年1月1日から2010年12月31日までの間（2年間）は、各年において申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得の金額のうち100万円以下の部分については、10%（所得税7%、個人住民税3%）の税率を適用する。なお、申告分離課税を選択した場合は、譲渡損の損益通算ができる。

(3) 特定口座での受取り

◎2010年1月からは証券会社の特定口座でも、配当の受け取りと源泉徴収が可能となる予定である。

特定口座内での上場株式等の配当等の特例を受けようとする場合は、「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」を証券会社の営業所の長に提出しなければならない。

◎証券会社を通じて支払われる上場株式の配当については証券会社、証券会社・銀行が支払事務を取り扱う公募株式投資信託の収益分配金等については、証券会社・銀行が源泉徴収義務者となる。

◎特定口座の源泉徴収税率は、2009年、2010年は10%（所得税7%、個人住民税3%）となる。この方法では、2010年に源泉徴収付特定口座で上場株式等の配当を受け取る場合、他の口座で受け取った上場株式等の配当と合わせて年間受取配当額が100万円以下であれば、確定申告をする義務は無い。100万円を超える場合に、確定申告により不足分を納税することになる。

(4) 100万円の上限金額の考え方

◎年間の上場株式等の配当の合計額が100万円以下であるか否かに関しては、申告不要の適用が受けられるか否か判断する場合と、申告不要の適用が受けられず申告分離課税を適用する場合に、10%の税率を適用する部分と20%の税率を適用する部分とを区分する際に確認する必要がある。

ア. 申告不要を適用できるか否かの判断

◎年間の配当金額が1万円以下の銘柄からの配当（以下「少額配当」という）を除外して、年間の受取配当の金額が100万円以下か否かを確認する。2010年に源泉徴収付特定口座で受け取る配当金についても、少額配当を除外する。

◎年間の上場株式等の配当の金額が100万円以下か否かは、上場株式等の譲渡損と損益通算する前の配当等の合計に基づいて確認する。ただし、源泉徴収付の特定口座の場合は、申告分離課税選択前の時点で既に同一口座内の譲渡損とは通算されているため、その特定口座での損益通算後の金額による。他の口座で上場株式等の配当を受け取っている場合は、これと合算した金額による。

◎源泉徴収付特定口座について譲渡損を申告する（例えば、他の口座の配当や譲渡益と通算するため）場合は、特定口座内で譲渡損を控除した少額配当及び少額配当以外の配当を加えて、年間の受取配当額が100万円以下か否かを確認する。

イ. 適用税率10%の部分と20%の部分区分

◎申告分離課税を選択した場合に、年間の上場株式等の配当の金額のうち、100万円以下の部分と100万円超の部分とを区分するにあたり、少額配当（申告不要としたもの）を除外する。2010年に源泉徴収付特定口座で配当金を受け取る場合も、少額配当（申告不要としたもの）を除外する。

◎上場株式等の配当について譲渡損と損益通算する場合、年間の上場株式等の配当等について、100万円以下の部分と100万円超の部分とを区分するにあたっては、上場株式等の譲渡損と損益通算後の配当の合計による。源泉徴収付の特定口座の場合も、同様である。他の口座で上場株式等の配当を受け取っている場合は、これと合算した金額による。この際に、源泉徴収付の特定口座については、損益通算前の金額に基づき再計算を行うものと思われる。即ち、源泉徴収付特定口座について譲渡損を申告する（例えば、他の口座の配当や譲渡益と通算するため）場合は、特定口座内で譲渡損を控除した少額配当及び少額配当以外の配当を加えて、年間の受取配当額が100万円以下の部分と100万円超の部分とを区分するものと思われる。もっとも、詳細は今後明らかになる。

3. 譲渡益課税

(1) 10%税率の対象となる譲渡益

◎上場株式等の譲渡益には、現行制度において現在10%税率が適用されている譲渡益が含まれる。即ち、上場株式、公募株式投資信託、ETF、上場REIT、外国上場株式、外国公募株式投資信託の譲渡益などが含まれる。

◎さらに公募株式投資信託の償還又は解約による差益も2009年以降は、譲渡益として取り扱われる。

(2) 課税方法・税率

◎上場株式等の譲渡益の税率は、2009年1月1日以後は、20%（所得税15%、個人住民税5%）とする。

◎ただし、特例措置として、2009年1月1日から2010年12月31日までの間（2年間）は、各年の

上場株式等の譲渡益の金額のうち、500万円以下の部分については、10%（所得税7%、個人住民税3%）の税率を適用する。

(3) 特定口座

◎現在、証券会社の源泉徴収付特定口座については、確定申告は義務付けられていない。しかし、2009年、2010年において、上場株式等の年間譲渡益が、他の口座の上場株式等の譲渡益と合わせて500万円を超える場合は、確定申告が必要となる。

4. 損益通算

(1) 損益通算の範囲

◎上場株式等には、現在、配当・譲渡益に10%税率が適用されている上場株式等が含まれる。即ち、上場株式、公募株式投資信託、ETF、上場REIT、外国上場株式、外国公募株式投資信託などが含まれる。現行税制と与党の大綱での税制案での損益通算が可能な範囲を示すと、下記の図表3のとおりである。

◎上場株式等の譲渡損が控除できるのは、上場株式等の配当のうち、申告分離課税を選択した配当のみである。申告不要や総合課税の場合は控除できない。

◎現行制度では上場株式等の譲渡損益と非上場株式等の譲渡損益との損益通算は可能であるが、改正法案ではこの取り扱いについて変更は無いが詳細は政令で決定される。非上場株式等の譲渡損を株式等の配当、上場株式等の譲渡損を非上場株式等の配当から控除することはできない。

図表3 株式譲渡損益、配当、株式投資信託の分配金の損益通算・繰越控除

(現行)

	上場株式等の譲渡益	未上場株式の譲渡益	上場株式の配当	非上場株式の配当	公募株式投資信託			先物・オプション取引の利益	3年間の繰越控除
					期中分配金	解約・償還差益	譲渡益		
上場株式等の譲渡損	○	○	×	×	×	×	○	×	○
未公開株式等の譲渡損	○	○	×	×	×	×	○	×	×
公募株式投資信託の解約・償還損	○	○	×	×	×	×	○	×	○
公募株式投資信託の譲渡損	○	○	×	×	×	×	○	×	○
先物・オプション取引の損失	×	×	×	×	×	×	×	○	○ (先物・オプション取引の利益から控除)

(与党大綱での改正案)

	上場株式等の譲渡益	未上場株式の譲渡益	上場株式の配当	非上場株式の配当	公募株式投資信託			先物・オプション取引の利益	3年間の繰越控除
					期中分配金	解約・償還差益	譲渡益		
上場株式等の譲渡損	○	○※2	○	×	○	○	○	×	○
未上場株式の譲渡損	○※2	○	×	×	×	×	○※2	×	×
公募株式投資信託の解約・償還損	○	○※2	○	×	○	○	○	×	○
公募株式投資信託の譲渡損	○	○※2	○	×	○	○	○	×	○
先物・オプション取引の損失	×	×	×	×	×	×	×	○	○ (先物・オプション取引の利益から控除)

※1 網掛け部分が、与党案で新たに損益通算可能となる部分

※2 詳細は政令で決定

(2) 損益通算の上限

◎損益通算には金額の上限は設けられない。

(3) 繰越控除

◎2009年以降の譲渡により生じた上場株式等の譲渡損については、2009年の上場株式等の配当だけでなく、翌年以降3年間の上場株式等の配当と通算することも認められる。

◎さらに、2006年から2008年の間に生じた上場株式等の譲渡損で3年間の繰越控除を適用している損失(2008年以前に既に控除済みの部分を除く)についても、2009年以降の上場株式等の配当(2006年に生じた譲渡損は2009年の配当、2007年に生じた譲渡損は2009、2010年の配当、2008年に生じた譲渡損は2009～2011年の配当)から控除することができる。

(4) 損益通算の順序

◎上場株式等の配当(申告分離課税)が年間150万円ある場合、50万円については20%の税率、100万円については10%の税率が適用される。仮に、150万円の配当の他に上場株式等の譲渡損が60万円ある場合、控除後の配当が90万円なので、配当に対しては全て10%の税率が適用されると考えるべきか、それともまず、10%の税率が適用される100万円部分から先に控除すると考えるべきかによって税負担が異なる。前者の場合は、税負担は9万円(=90万円×10%)となるが、後者の場合は14万円(=50万円×20%+(100万円-60万円)×10%)となる。

◎「(4)100万円の上限金額の考え方」の「イ. 適用税率10%の部分と20%の部分区分」で述べたように、年間受取額100万円以下の部分と100万円超の部分譲渡損と通算した後の配当の額で判

断することから考えれば、前者の考え方によることになる。

(5) 配当控除との調整

◎配当控除は総合課税を選択した場合のみ可能である。したがって、配当控除と損益通算を両方適用することはできず、いずれかを選択することになる。

(6) 特定口座（源泉徴収付特定口座）での損益通算

◎2009 年の上場株式等の譲渡損と配当について損益通算する場合は、確定申告を行う必要がある。

◎2010 年 1 月からは証券会社の源泉徴収付特定口座でも、配当の受け取りと源泉徴収が可能となる予定である。予定通り源泉徴収が可能となれば、2010 年以降は、源泉徴収付特定口座内において、配当と譲渡損を通算できることになる。特定口座の年間の損益通算後の利益に対して証券会社が税額を源泉徴収し、翌年 1 月 10 日までに納付する。他の口座の株式等の譲渡益や上場株式等の配当との通算を行う場合や、繰越控除を行う場合は、確定申告が必要である。この場合、特定口座内での損益通算前の金額に基づき、再計算を行うことになる。具体的には、特定口座内で譲渡損を控除した少額配当及び少額配当以外の配当を加えて、年間の受取配当額が 100 万円以下か否かを確認する。（（4）の A 参照）

5. 支払調書・特定口座年間取引報告書

◎配当や譲渡益に対する 10% 税率適用に上限金額が設けられることにより、各納税者の年間の上場株式等の受取配当の金額や年間の譲渡益の金額が限度額以内に収まっているか否かを、税務当局は確認する必要がある。そのため、一般口座における支払調書の提出だけでなく源泉徴収付特定口座であっても年間取引報告書の税務署への提出が求められる。

(1) 支払調書

◎支払調書については、現在、配当は 1 銘柄あたり 1 回 10 万円（年 1 回配当の場合）超、譲渡益については 1 回の譲渡対価の支払額が 30 万円超又は同一人への年間の譲渡対価の支払金額が 100 万円超の場合に提出が求められている。

A. 配当の支払調書

◎与党大綱案では、10%の税率の適用を受ける配当、即ち、2009 年、2010 年の間に受け取る上場株式等の配当（大口株主への配当を除く）については、上記の提出不要限度額に関係なく、支払調書を税務署に提出することとしている（詳細は政令で決定）（注 3）。

（注 3）2011 年以降は、上場株式等の配当のうち、上記の限度額以下のものについては、再び支払調書の提出は不要になるものと思われる。

◎配当の支払調書は、源泉徴収付特定口座で受け取る配当についても提出が求められる可能性がある。

◎上場株式等の配当については、支払調書の他に、2009 年からは支払配当額等を記載した支払報告

書を、配当を受け取る顧客に送付しなければならない。ただし、源泉徴収付特定口座に関しては、下記(2)の特定口座年間取引報告書に配当の金額等を記載し顧客に送付するので、支払報告書の送付は免除される。

イ. 譲渡益の支払調書

◎与党大綱では、上場株式等の譲渡益については、取扱いを変更する旨の記述は無い。ただし「その他所要の整備を行う」との記述があり、この中に支払調書提出限度額変更等が盛り込まれている可能性もある。

(2) 特定口座年間取引報告書

◎現行制度では、源泉徴収無しの特定期口座(簡易申告口座)では、支払調書に代えて特定口座年間取引報告書が税務署等に提出されるが、源泉徴収付の特定期口座の場合は、特定口座年間取引報告書の提出が義務付けられていない。

◎改正法案では、2009年1月1日以後は、源泉徴収付特定口座について、特定口座年間取引報告書を2通作成し、一通は顧客に送付し一通は税務署への提出を義務付けることとしている。

◎源泉徴収付特定口座で、2010年1月から上場株式等の配当の受入れが開始した後は、特定口座年間取引報告書に、その特定口座で受け入れた配当等の額等を記載しなければならない。

(3) 確定申告時の添付

◎上場株式等の配当金額を確定申告する場合には、支払報告書又は特定口座年間取引報告書を添付しなければならない。

6. 将来の利子との損益通算

◎配当・譲渡益の10%税率の適用期限延長の2年という期限は、利子を含めた金融所得課税一体化の2011年からの実施を視野に入れてのものと思われる。早ければ2011年には、銀行のシステム対応が可能となる見込みとのことであり、公社債の利子・譲渡損益のみならず、預貯金の利子との損益通算が現実味を帯びてくる。

◎株式の配当・譲渡益の場合、利子とは異なり、法人段階・個人段階の二重課税の問題がある。税率を揃えるだけでは、税負担の中立性は保てない。利子との損益通算を開始するに当たって、どのように税負担のバランスをとるかを再検討することが望まれる。

◎なお、利子が損益通算の対象となった場合、損益通算の対象とする利子についても支払調書の提出が求められよう。特定口座内で利子と損益通算する場合は、特定口座年間取引報告書に利子に関する情報(利子の金額と口座を特定できる情報等)を記載することになるだろう。

◎特定口座を用いた損益通算の対象に預金の利子が加わった場合でも、証券会社の特定口座では預金

は取り扱えず、預金の利子と、株式・公募株式投資信託の譲渡損益との損益通算はできない。

◎一方、銀行の特定口座では公募株式投資信託の譲渡損益と預金利子との通算は可能だが、株式の譲渡損益との通算はできない。しかし、証券（金融商品）仲介業務を行っている銀行の場合、当該業務を通じて行われた顧客の株式取引のデータを把握することは可能である。また、証券会社を傘下に持つ大手銀行グループの場合、顧客情報をグループで共有することで、顧客の株式取引の情報や納税資金を銀行の特定口座に集約することも可能と思われる。銀行界では、ファイアーウォール規制の緩和の一環として、個人顧客の情報のグループ内での共有に関する規制の緩和を求めている。規制が緩和されれば、そのような対応は一層容易になろう。

◎証券会社に特定口座を開設している顧客の利便性が、銀行に特定口座を開設している顧客の利便性と比べて劣ることのないよう、各業者の顧客間のイコルフットィングを確保するための制度設計を、今後検討していく必要がある。例えば、証券会社に特定口座の顧客が損益通算の対象としてある預金口座の利子を指定した場合、証券会社の特定口座に当該利子を送金し、証券会社の特定口座で損益通算できるようにするなどの対応が考えられる。

7. 今後の予定

◎配当の上限を設けることにより、分配金の多い株式投資信託への投資は行いにくくなる。例えば、富裕層でなくても、2000万円程度の退職金で毎月分配型の投資信託を買い、生活資金として毎月9万円ずつ分配金を受け取っている場合でも、限度額を超過してしまう。また、日本企業の配当性向が低いとの指摘がある中で、企業が配当を増やそうとしても、高配当銘柄には逆に投資しにくくなるという影響も予想される。

◎さらに、今までは年間取引報告書の提出が不要であった源泉徴収付の特定口座について、年間取引報告書の提出が必要となり、取引の内容が税務当局に把握されることになり、投資家の心理に与える影響も懸念される。

◎例年であれば、与党の大綱がそのまま法案となり、国会で可決される。しかし、今回は参議院での審議において民主党との調整が必要となろう。

◎民主党は、2007年12月26日に、2008年度の税制改革大綱を公表している。この民主党の大綱では、配当に関しては10%税率を維持（期限・上限無し）、譲渡益については2009年から20%とする案を公表している。（2007年12月27日付大和総研制度調査部情報「民主党の税制改革大綱」を参照）。「ねじれ国会」の下で、今後どのような調整が行われるか注目されるところである。